

第1章 計画策定の目的等

1 計画の目的等

■経緯

平成18年 1月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正(国)
 平成18年12月 「北海道耐震改修促進計画」策定(道)
 平成20年 3月 「釧路市耐震改修促進計画(第1期)」策定(市)
 平成28年 5月 「北海道耐震改修促進計画」見直し(道)
 平成29年 6月 「釧路市耐震改修促進計画(第2期)」見直し(市)
 令和 3年 4月 「北海道耐震改修促進計画」見直し(道)

■目的

近年の大地震の発生や新たな知見などにより、想定される地震による甚大な被害が生じることも懸念。地震による被害の軽減を図り、市民の安全で安心な生活を確保するため、市内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進。

■位置付け

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定める。
 「北海道耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「釧路市まちづくり基本構想」や「釧路市地域防災計画(地震災害対策編)」等と連携して計画を推進。

■計画期間

令和7年度まで

第2章 想定される地震による被害予測等

1 これまでの釧路市における主な地震の概要

釧路市周辺では平成5年釧路沖地震や平成6年北海道東方沖地震をはじめ、過去に大きな地震が繰り返し発生している。

2 釧路市における想定地震

想定地震Ⅰ(厚岸沖)	想定地震Ⅱ(根室沖・釧路沖)
北緯42.9度 東経144.9度	北緯42.5度 東経146.0度
地震規模M8.4	地震規模M8.3

3 想定地震による建築物被害予測

項目	現況	想定地震Ⅰ(厚岸沖の地震)				想定地震Ⅱ(根室沖・釧路沖の地震)				
		被害予測結果			被害率(%)	被害予測結果			被害率(%)	
建物	木造(棟)	59,710	全壊	半壊	一部損壊	2.43	全壊	半壊	一部損壊	0.70
	252		2,402	29,524	43		746	18,525		
非木造(棟)	6,759	全壊	半壊	一部損壊	0.43	全壊	半壊	一部損壊	0.08	
		0	58	2,165		0	11	986		

出典 釧路市地域防災計画

被害率(%)=全壊+(半壊/2)/現況×100

第3章 住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

区分	平成27年度	第2期計画目標 令和2年度	令和2年度	第3期計画目標 令和7年度
住宅	84.8%	95%	86.0%	95%
多数利用建築物	85.3%	95%	87.5%	概ね解消 ※
要緊急安全確認大規模建築物	—	—	93.1%	概ね解消 ※

○ 多数利用建築物とは、不特定多数の者が利用する一定規模以上の既存耐震不適格建築物

○ 要緊急安全確認大規模建築物とは、不特定多数の者が利用する大規模な既存耐震不適格建築物のうち、耐震診断が義務となる建築物

○ 令和7年度の目標については、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画と整合を図った目標設定としています

※ 耐震性が不足する建築物を「概ね解消」すること

第4章 耐震化の促進に向けた各主体の役割と取組みの基本方針

1 耐震化の促進に向けた各主体の役割

(1) 釧路市の役割	(2) 所有者の役割	(3) 建築関連事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●市有施設の耐震化を実施 ●関係機関との協議・連携により、耐震化促進へ向けた普及啓発・環境整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながることを認識 ●主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識 ●地域社会とより一層の信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持保全等に努める

2 耐震化の促進に向けた取組みの基本方針

- (1) 住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、所有者等に対し、地震発生の危険性と建築物の耐震化の必要性についての意識啓発と知識の普及に努める。
- (2) 耐震化促進のための支援を図るため、北海道や建設関連事業者などと連携を図り、耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境の整備に努める。

第5章 耐震化の促進を図るための取組み

耐震化の促進を図るための取組み	
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	(1)パンフレット等を活用した普及啓発 (2)地震防災マップの公表 (3)出前講座等による普及啓発
2 耐震診断・改修等の促進を図るための支援や環境整備	(1)住宅の耐震化の促進 (2)住宅の建替え・除却等の促進 (3)多数利用建築物の耐震化の促進 (4)要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進 (5)地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進 (6)市有建築物の耐震化の促進 (7)その他の地震時の安全対策 (8)耐震化に係る相談体制の充実

第6章 法に基づく指導等の実施

- 1 耐震改修促進法に基づく指導等
- 2 建築基準法に基づく勧告等
- 3 北海道並びに各所管行政庁との連携